第一条　金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。第三条において「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第三条の規定に基づき同告示第二条に規定する連結自己資本規制比率（以下「連結自己資本規制比率」という。）を算出する場合にあっては、次条に定める場合を除き、次の表に掲げる経営の健全性の状況（法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。第三条において同じ。）に係る区分に応じ同表に定める内容とする。

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
区　分	連結自己資本規制比率	
非対象区分	八パーセント以上	
第一区分	四パーセント以上 八パーセント未満	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令
第二区分	二パーセント以上 四パーセント未満	次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　最終指定親会社及びその子法人等の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　最終指定親会社及びその子法人等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四　子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を除く。）の株式又は持分の処分 五　その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	○パーセント以上 二パーセント未満	最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
第四区分	○パーセント未満	三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令

第二条　最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2　前条の表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一　有価証券　連結自己資本規制比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二　有形固定資産　算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三　前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの　当該評価した価額

3　前条の表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。

第三条　法第五十七条の二十一第二項の規定による命令は、最終指定親会社が最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次の表に掲げる経営の健全性の状況に係る区分に応じ同表に定める内容とする。

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
区　分	連結自己資本規制比率	
非対象区分	百四十パーセント以上	
第一区分	百二十パーセント以上 百四十パーセント未満	連結自己資本規制比率を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出その他監督上必要な事項の命令
第二区分	百パーセント以上 百二十パーセント未満	連結自己資本規制比率を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出、業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令
第三区分	百パーセント未満	三月以内に対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令

○金融庁告示第百三十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（金融庁長官が定める場合）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する場合とする。